2025 年度 (第 57 回) 倶楽部対抗・(第 25 回)女子倶楽部対抗競技 青森県予選ローカルルールと競技の条件

日時: 2025年7月24日(木)8:26スタート

場所:青森カントリー倶楽部

標記競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で東北ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023 年 1 月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド(www.jga.or.jp に掲載)と R&A によって 4 半期ごとに更新される詳説(www.jga.or.jp に掲載)をご参照下さい。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰(ストロークプレーでは2罰打)。

1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)

- (1) アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) 球が境界縁として定義された境界物を越えた場合、その球はアウトオブバウンズとなる。
- (3) 球がアウトオブバウンズとして定義された道路を横切ってその道路を越えて止まった場合、その球はコース上の別の部分に止まっていたとしても、アウトオブバウンズとなる。
- (4) 球が現にプレーするホールの白(杭・線)を結ぶ線を越えて他のホールに止まった場合、その 球はアウトオブバウンズとする。

2. ペナルティーエリア (規則 17)

- (1) ペナルティーエリアがコースの境界縁に接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界縁まで達し、その境界縁と一致する。
- (2) 十和田コース 6番ホール左にある神社はプレー禁止区域である。そのプレー禁止区域からは、17.1 d・17.2 に基づいて罰ありの救済を受けなければならない。

3. 異常なコース状態(動かせない障害物を含む)(規則16)

(1) 修理地

- ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所(例:車両の移動による損傷)。
- ③ 張芝の継ぎ目;ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- ④ パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアにペイントされた線やドット(ヤーデージマーキングなど)は規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる修理地として扱われる。 そのペイントされた線や穴がプレーヤーのスタンスに対してだけ障害となる場合、障害は存在していないものとして扱う。

(2) 動かせない障害物

- ① 動かせない障害物と白線で結んだ区域は1つの異常なコース状態として扱う。
- ② 動かせない障害物によって囲まれて造園された区域(花壇や低木の植込みなど)とその区域に生長しているすべての物は1つの異常なコース状態として扱う。
- ③ 人工の表面を持つ道路に隣接している U 字排水溝はその道路の一部として扱う。

4. パッティンググリーンに近接する動かせない障害物

ローカルルールひな型 F-5.1 は適用するが、第2段落に下記を追記する。

このローカルルールは球と障害物の両方がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ってあるジェネラルエリアの部分にある場合にだけ適用する。

5. クラブと球の仕様

- (1) 適合ドライバーヘッドリスト:ローカルルールひな型 G-1 を適用する。 このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (2) 溝とパンチマークの仕様:ローカルルールひな型 G-2 を適用する。 このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (3) 適合球リスト:ローカルルールひな型 G-3 を適用する。 このローカルルールの違反に対する罰一失格
- (4) 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する: ローカルルールひな形 G-10 を適用する。このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (5) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え:ローカルルールひな形 G-9 を適用する。

6. プレーの中断(規則 5.7)

プレーの中断と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のため即時中断:1回の長いサイレン

通常の中断:3回の連続するサイレン

プレー再開:2回の短いサイレン

注:危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる(委員会の措置 5I)

7. 練習

(1) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習

規則 5.2b は次の通り修正する:

プレーヤーは、その日の自分の最終ラウンドのプレー終了後にそのコースで練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。

(2) ホールとホールの間の練習(規則 5.5b)

規則 5.5b を次の通り修正する:

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

8. 移動(ローカルルールひな型 G6)

ラウンド中、プレーヤーはいかなる形態の動力付きの移動機器に乗車してはならない。ただし、ラウンド中、**このローカルルールの違反の罰-違**反のあった各ホールに対して一般の罰を受ける。この違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰の次のホールに適用する。

- 9. キャディー (ローカルルールひな型 H-1.1)
 - ・正規のラウンド中、プレーヤーはキャディーの使用を禁止する。

このローカルルールの違反の罰:プレーヤーはキャディーに援助してもらったとの各ホールに対して一般の罰を受ける。

違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

*なおプレー形式は共用の乗用カートとなります。

10. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの体全体が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

11. タイの決定

3位タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、青森県ゴルフ連盟により会場で公表される。

12. 競技の結果 - 競技の終了時点

競技の結果は競技委員長の成績発表がなされた時点、またはホームページに成績が表示された時点 をもってその競技は終了となる。

13. 行動規範

プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

行動規範の違反となる行動の例

- コースの保護をしない(例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど)
- 受け入れられない言動をする
- クラブやコースを乱暴に扱う (クラブを投げたりコースを損傷させる)
- 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる
- ドレスコードに従わない
- その他ゴルファーとして相応しくない態度
- 主催者が要請する感染症防止対策に従わない

行動規範の違反の罰

- 行動規範の最初の違反-レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁
- 2回目の違反-1罰打
- 3回目の違反-2罰打
- 4回目の違反や重大な非行-失格

お知らせ

1. 指定練習日: 申込締切後から競技前日までの平日とする。

選手は予め開催倶楽部へ直接申込むか、所属クラブを通じて予約すること。

2. 組合せ : 1日目/8:26 4人組 十和田→むつ湾(男子)

スタート時刻 4 人組 むつ湾→十和田(女子)

3. 開場時間 : 当 日/6:30 フロントでサイン願います。

4. 練習場 : 練習場は指定練習場にて行い、打撃練習場においては、備え付けの球を使用

し、スタート前の練習は1人 ― 個(― 円)を限度とする。

5. レストラン・軽食 : レストランの利用は可とします。但し、軽食の提供はいたしません。

6. 表彰式 : レストランで行います。

7. ギャラリー : スタート及び最終ホール周辺での観戦が可能です。

8. ゴルフ利用税 : 18 歳未満及び 70 歳以上の選手の方は、ゴルフ利用税が免税となります。

証明書を持参のうえ、フロントへ提示願います。

9. 携帯電話の : プレーヤーズ版規則書がアプリに変更となったため、競技中にアプリを使用

利用 する場合は、携帯電話の使用を認めます。(マナーモードに設定のこと)

また、競技中の通話は認めません。

10. 禁煙・喫煙 : ゴルフ場内での喫煙はタバコ・電子タバコ類は灰皿の設置場所のみとし、

それ以外(乗用カート含む)は全て禁煙とする。現認した場合は注意をするが、 守らずに再三の注意を受けた場合は、競技委員会で行動規範に準じた取扱い

による警告、制裁を科すことがある。

11. その他 : 大会成績等閲覧はホームページ (http://www.tga.gr.jp) をご利用願います。

12. 欠場連絡方法 : 欠場する場合は欠場届を提出すること。(必須)

加盟倶楽部会員

所属倶楽部を通じて、ホームページより欠場の登録をすること。

加盟倶楽部会員以外

青森県ゴルフ連盟事務局宛(大会期間中は開催コース内大会本部(連盟)

に FAX で送付すること。

電話やフロント等へ口頭での申し出は認めない。

無断欠場による競技失格の罰が課された者については、その事情を考慮したうえで、最大で翌年 12 月末までの当連盟主催競技の出場停止処分を科

すことがある。

青森県ゴルフ連盟